

事業承継支援補助金受付等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、事業承継支援補助金を受け付けるにあたり、企業・団体から企画提案を募って最も適切な事業者を選定する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定める。

2 募集方法

広く企画提案を募るため、県ホームページに掲載する。

3 対象業務等

(1) 業務名称

事業承継支援補助金受付等業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 担当所属

書類の提出先、質問先及び受付時間は次のとおりとする。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県産業労働観光部経営支援課中小・小規模企業支援室

電話 028-623-3173 FAX 028-623-3340

電子メール shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時を除く。)

4 委託期間

契約締結の日から令和6(2024)年3月29日(金)まで

5 委託料の上限

金2,283,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること
- (2) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条例第4号の規定に該当する者でないこと

7 プロポーザル実施のスケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和5(2023)年3月6日(月) |
| (2) 実施内容等に関する質問書の提出期限 | 令和5(2023)年3月13日(月)17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和5(2023)年3月15日(水) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和5(2023)年3月17日(金)17時まで |
| (5) 企画提案書の受付期限 | 令和5(2023)年3月24日(金)12時まで |
| (6) 審査結果の通知・公表 | 令和5(2023)年3月30日(木) |

8 質問の受付

仕様書等の内容などについての質問は、簡易な内容確認を除き「質問票」(様式第5号)により受け付けるものとする。

(1) 提出期限

令和5(2023)年3月13日(月)17時まで

(2) 提出方法

電子メールを3(3)のアドレスに送信するものとする。送信時には必ず受信確認を行うこと。

(3) 回答期限及び方法

回答は、令和5年(2023)年3月15日(水)までに、参加表明書を提出した全ての者(同書記載の連絡先メールアドレス宛て)に対し電子メールにより通知するとともに、ホームページで公表する。

9 参加表明書の提出

参加表明書の提出方法は次のとおりとし、詳細は企画提案書等作成要領によるものとする。

(1) 提出期限及び提出場所

令和5年(2023)年3月17日(金)17時までに栃木県産業労働観光部経営支援課中小・小規模企業支援室に提出する。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出することとし、郵送の場合は(1)の提出期限必着とする。

(3) 提出書類及び部数

- ア 参加表明書(様式第1号) 1部
- イ 会社・団体等の概要(様式第2号) 1部

10 企画提案書の提出

企画提案書の提出方法は次のとおりとし、詳細は企画提案書等作成要領によるものとする。

(1) 提出期限

令和5(2023)年3月24日(金)12時まで

(2) 提出場所

3(3)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出することとし、郵送の場合は(1)

の提出期限必着とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式第3号） 1部

イ 補助金受付等業務に係る提案書（任意様式） 6部

ウ 補助金受付等業務における業務実績書（様式第4号） 6部

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査会及び審査基準

企画提案書の審査会の委員及び審査基準・配点は別紙のとおりとする。

なお、企画提案書の審査会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

12 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。なお、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けません。

13 企画提案

提案者が1者の場合、審査を行い、その結果が最低基準以上の場合は、契約候補者として取り扱うこととする。

14 契約に関する事項

(1) 契約候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約候補者から見積書を徴取し、業務委託契約を締結する。

(2) 見積金額については、企画提案書に記載された委託料の金額以内とし、契約上限金額以下の金額で契約を締結する。

(3) 契約書の作成に必要な費用は、全て契約者の負担とする。

15 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格させることができるものとする。

(1) 提出された書類に本要領（仕様書を含む。）に記載された条件に適合しない記載がある場合

(2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

16 特記事項

令和5（2023）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。

17 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) プロポーザルの参加に要する費用は、参加した者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 本プロポーザルに参加した者は、県から知り得た情報を他者に漏らさないよう、必要な措置をとるものとする。